

# 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二112番地の10

氏 名 東北油化工業株式会社  
代表取締役 松原 柳子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和 子



許可の年月日 令和 5年10月 3日  
許可の有効年月日 令和10年 6月28日

**無断転用禁止**

この許可証は原本の写しに相違ありません

**複写無効**

東北油化工業株式会社  
産業廃棄物中間処理施設

## 1 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却）

特別管理産業廃棄物の種類

汚泥（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。）

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 焼却施設（1施設）  
設置場所 仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二112番地の10  
設置年月日 平成10年11月26日  
処理能力 汚泥 11.20 t/日（1.40 t/時間×8時間）  
廃油 1.68 t/日（0.21 t/時間×8時間）  
廃酸 7.20 t/日（0.90 t/時間×8時間）  
廃アルカリ 7.36 t/日（0.92 t/時間×8時間）  
許可年月日 平成 9年 1月14日  
許可番号 仙台市（環廃産）指令第1号

3 許可の条件

なし

無断転用禁止

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月29日 新規許可  
平成 7年 8月31日 変更許可（特定有害産業廃棄物の追加）  
平成10年 6月29日 更新許可  
平成15年 6月29日 更新許可  
平成20年 7月 9日 更新許可  
平成24年 9月19日 廃止届出（事業の一部（油水分離）の廃止）による書換え  
平成25年 6月29日 更新許可  
平成30年 6月29日 更新許可  
平成30年 6月29日 更新許可  
令和 5年10月 3日 変更届出（代表者変更）による書換え  
令和 5年10月 3日 更新許可

この許可証は原本の写しに相違ありません

複写無効

東北油化工業株式会社  
産業廃棄物中間処理施設

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有